

I 本部体制

1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

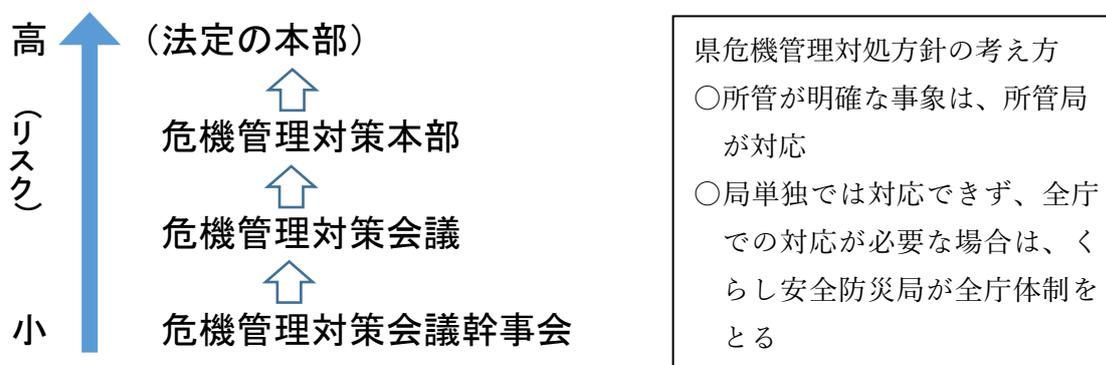
(1) 本部体制及び本部会議開催状況

1 取組の概要

令和元年12月初旬に海外で感染拡大が始まった新型コロナウイルス感染症は、我が国でも、令和2年1月中旬に本県で全国初の感染者が発生して以降、全国に広まった。本県では、2月3日に、横浜港に入港したダイヤモンド・プリンセス号での集団感染への対応を迫られ、2月13日には、我が国で初となる死者が本県で発生するなど、全国に先んじてコロナ対応に取り組むこととなった。

こうした県民のいのちに関わる危機事象の拡大に対応するため、県は、危機管理規則及び危機管理対処方針に基づき、事態の推移に応じた危機管理体制を確保し、全庁体制で新型コロナに対処してきた。

(神奈川県の危機管理体制)



2 経過

R2. 1. 16	(1. 14 国内最初の陽性疑い患者が県内で発生)
1. 24	危機管理対策会議幹事会(県内での患者発生に関する情報共有)
1. 28	危機管理対策会議(専用ダイヤルの設置等)
1. 30	危機管理対策会議幹事会(指定感染症への指定)
2. 03	危機管理対策会議幹事会(他県で発生した患者情報の共有)
2. 05	危機管理対策会議(国の同行)
2. 10	危機管理対策会議(ダイヤモンド・プリンセス号への対応)
	危機管理対策会議(ダイヤモンド・プリンセス号に係る対策本部設置)
2. 18	(2. 13 国内最初の死者が県内で発生)
	危機管理対策会議幹事会(庁内の対応方針)
2. 26	(2. 25 国が基本方針を決定)
	危機管理対策本部会議 (県基本方針)
3. 16	(3. 14 改正特措法施行 新型コロナが特措法の対象に)
3. 23	新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部
	危機管理対策会議幹事会(県の基本方針)

3. 24	新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (3. 26 特措法に基づく政府対策本部設置 県の本部は法定本部へ) (3. 28 政府対策本部が基本的対処方針を決定)
3. 30	新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部(県対処方針) この間 71 回本部会議開催
R5. 5. 08	(R5. 5. 8 新型コロナが特措法の対象外 政府本部終了) 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の終了

3 取組詳細

(1) 県対策本部設置前

(感染者の発生初期)

新型コロナウイルス感染症の感染に関しては、健康医療局とくらし安全防災局で情報共有を図っていたが、令和2年1月16日に、県内で国内初の感染者が確認されたことを受け、危機管理対策会議幹事会を開催し、全庁で情報を共有した。以後、法定の本部体制に移行するまでの間、同幹事会を中心に全庁で情報共有と対応策の検討を行った。

情報共有が主体の場合は幹事会(各局副局長)、方針を話し合う場合は、局長級の危機管理対策会議を、知事・副知事の出席の下、公開で開催した。

(感染の拡大 本部体制に移行)

また、令和2年2月25日に政府が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を定めたことを受け、知事をトップとする危機管理対策本部会議を開催し、県機関の対応方針を定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(県基本方針)」を定めた。

(特措法に基づく本部体制)

さらに、3月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)が改正され、新型コロナが同法の対象となった。政府が同法に基づく政府対策本部を設置した場合は、県は法に基づく対策本部を設置することが義務となり、感染拡大の状況に応じて、緊急事態宣言などまん延防止の措置等を行う、法に基づく体制が整った。

県はこれを受け、危機管理対策本部を新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部に名称変更し、政府が法に基づく対策本部を設置した場合には、自動的に法定本部に移行することとし、全国に先駆けて、特措法に対応する体制を整えた。

(2) 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

特措法に基づく体制となり、本部の主な目的は、特措法に基づく措置について、政府が定め、状況に応じて随時変更される基本的対処方針に基づく県の対応方針の協議が中心となった。

(本部会議の開催)

本部会議を開催するケースは、主に①国の基本的対処方針の変更等を踏まえた県の対処方針の協議、②感染状況に応じた感染ステージやレベルの検討、③県独自の対策の決定(警戒・医療アラート、第三者認証制度等)の3パターンであり、①のケースが大半を占めた。

本部会議のパターンは

- ・ 県内の感染状況の共有
- ・ 政府の方針の確認
- ・ 政府方針を踏まえた県の対処方針

である。また、県の方針が決定した場合は、会議の締めとして、知事(本部長)からメッセージを発出し、決定事項を中心に、県民に適切な対応や注意事項を呼びかけるとともに、動画を収録し、ホームページやSNSなどで広く発信した。

さらに、本部決定事項については、各局が所管する 270 を超える団体に送付し、周知徹底を図った。

(対策本部の運営)

対策本部の組織・運営は、新型インフルエンザ等対策本部要綱で定めており、健康医療局を中心に、くらし安全防災局が連携し、統制部として本部の運営を担った。初めてのパンデミック対応と言っても過言ではない事態に際し、柔軟に本部体制を構築した。

統制部における役割としては、膨大な医療関係の業務を健康医療局が担い、くらし安全防災局が本部構成の各部の対策を統括し、統制部として本部運営を主導した。

また、行動制限等の感染拡大防止対策により、消費の低迷やストレスの高まりなどから、県内経済や県民生活の早期回復という新たな課題に対応するため、第3回本部会議で、統制部と並び、緊急経済・社会対策部を設置し、政策局、産業労働局が主に担う体制とした。

(庁内の調整)

また、円滑な本部運営のためには、庁内の調全体制も重要であり、県の基本方針により、イベントや対外的な業務が抑制される中で、知事を含めた幹部との調整機会が比較的確保しやすくなり、日に数度の幹部調整を行うことも少なくなかった。

また、重要な県の対処方針の検討にあたっては、3人の副知事と関係局長との会議の議論を経て、知事・副知事・関係局長会議で検討する体制が定着した。

こうした会議は、くらし安全防災局が副知事と調整し開催を決定し、内容によって関係局に参加を呼び掛ける形で開催し、記録が残るだけでも250回を超えている。

さらに、激変する国の動向や政策等の情報共有、副知事等幹部からの指示の徹底を図るため、秘匿性が確保できるSNSの仕組みを構築し、日常的に情報共有の徹底を図った。

4 課題と対応

- 本県は、我が国初めての感染者の発生や、ダイヤモンド・プリンセス号への対応など、全国に先駆けた対応を経験してきたこともあり、早め早めの体制整備を行い、本部運営も総じて円滑に実施できた。
- 一方で、庁内で検討中の県の対応方針の情報が外部に出てしまい、関係機関から厳しい指摘を受け、情報管理の徹底を庁内に周知する事態も生じた。また、情報管理の観点からは、対策本部の開催の決定が、政府の方針等に左右され、発表が、開催直前になることも多く、迅速な情報提供を報道機関から要請されたこともあった。
- また、本部会議の開催時間が、国の方針が確定した後の夜間になることも多く、結果として、記事になりにくいなど、情報発信が弱まる一因になったと思われる。
- 特措法に基づく感染症への対応の基本的な体制は、事前に県本部要綱や行動計画などで基本事項を定めていたが、新型コロナへの対応は、始めて直面する事態

I 本部体制

の連続であり、事前の計画の想定外と言えるものだった。

具体的には、外出自粛や施設の使用制限などのいわゆる行動制限の措置、それに伴う協力金の支給、膨大な財政需要に対応する財源確保、社会・経済活動との両立を図るワクチン・検査パッケージや第三者認証制度など、当初の本部要綱で想定した対処にはない措置が続出することになった。

こうした新たな業務に関して、各局の本来業務の延長線にないものについては、所管を巡り多少の軋轢があったことは否めないが、結果として、役割分担のうねり対処できた。「通常業務を超えて、危機対応に全庁で取り組む」との本部体制の本旨を、全庁で共有できていた証左といえる。

5 将来に向けた教訓

- 県の危機管理規則と危機管理対応方針に基づき、リスクや危機感の高まりに応じて体制を強化し、全庁コロナシフトの方針の下、続出する初めての対応事案に、平時の局の役割を超えて分担し、3年を超える長期の危機対応を乗り切った。
業務継続計画こそ適用しなかったものの、長期間にわたって、通常業務との両立を図りつつ、危機事象を乗り切ったことは、近年、例がなく、この経験に基づく教訓を対応記録として、次代に引き継ぐことは大きな意義がある。
- また、危機管理を統括する局(くらし安全防災局)と各局が危機事象に関する情報を共有し、事案発生にあたっては、統括局が速やかに、全庁体制を敷き、知事・副知事の指揮を支える本県の危機管理体制を、平時から全庁に周知・徹底しておく必要がある。

2 全庁コロナ・シフト

(1)「全庁コロナ・シフト」による応援体制の構築

1 取組の概要

想定を超える爆発的な感染拡大を起こした新型コロナウイルス感染症への対応は、刻々と変化する事態と収束の見通せない状況の中で困難を極めた。

こうした状況の中でも、医療崩壊を食い止め、迅速かつ柔軟にコロナ対応を行うため、「全庁コロナ・シフト」の考えの下、急を要しない業務の中止・見直しを行うとともに、庁内各局から応援職員を動員する体制を構築した。

2 経過	
R2. 3. 2	各局から応援職員の動員開始 (29 名)
R2. 4. 6	全庁コロナ・シフトの開始 (「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」への「全庁を挙げた対策の実施」の位置付け)
R2. 8. 1	医療危機対策本部室の設置
R5. 5. 8	全庁コロナ・シフトの終了 (「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」の廃止)
R5. 9. 30	各局からの応援職員の動員終了

3 取組詳細

(1) 全庁コロナ・シフトの開始

県では、令和2年3月14日に新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とする改正が行われたことに伴い、3月16日、国に先駆けて新型コロナウイルス感染症神奈川県本部を設置した。同本部は同月26日に特措法に基づく本部となった。

同年4月6日に本県を緊急事態措置の実施区域に含む緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、対策本部の体制を強化し、経済・社会対策部を設置するとともに、同日付で「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に「全庁を挙げた対策の実施」を位置付け、「全庁コロナ・シフト」の考えの下、急を要しない業務の中止・見直しを行い、医療崩壊を防ぐための取組や県民の経済・雇用対策に注力することを明記した。

4月14日には、知事から職員の力をコロナ対応に結集する必要がある旨の庁内メッセージを発出し、以後、健康医療局と産業労働局への動員を中心として、恒常的に庁内各局からコロナ対応のための応援職員を動員することとなった。

(2) 応援職員の局間調整

応援職員の人員調整は、基本的に以下のとおり実施した。

- ・ コロナ応援準備枠を各局に割り振り、各局で応援に出す職員をあらかじめ検討
- ・ 他局応援職員を必要とする局が業務に必要な人数を算出し、人事課と調整
- ・ 人事課が調整後の応援人数を各局へ割り振り、依頼
- ・ 依頼を受けた各局が候補者を抽出、人事課を經由し依頼元の局へ提示
- ・ 応援業務が終了した場合、局が順次応援を解除(人事課は状況を随時確認)

(3) 職員応援体制の変遷

【感染の波ごとの最大応援人数の推移】

感染の波	第1波 (R2.4)	第2波 (R2.9)	第3波 (R2.12)	第4波 (R3.4)	第5波 (R3.9)	第6波 (R4.1)	第7波 (R4.5)	第8波 (R5.1)
応援人数	約 550	140	206	392	648 (最大)	536	431	291
準備枠	—	250	450	850 (R3.4～)				
(医療危機対策本部室人数)	—	(38)	(44)	(66)	(71)	(97)	(93)	(90)

【令和2年度】

緊急事態宣言が発令された令和2年4月から6月までの間に、医療機関等との調整や感染防止取組書の促進等のために最大で約550名の応援職員（局外からの応援職員。以下同様）を動員した。

緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除され、6月19日には県域移動の自粛要請等も解除されることとなったが、医療従事者等への慰労金など複数の新たな取組を予定している中で、全庁コロナ・シフトは継続することとなり、再度、コロナ対応に人員を集中する必要がある旨の庁内知事メッセージを発出した。

また、令和2年8月1日には、コロナ対応の核となる組織として医療危機対策本部室を設置したが、感染拡大・収束の見通しが不透明であることから、応援職員の動員は引き続き行うこととした。

こうして、応援職員を動員する体制が長期に亘る中で、令和2年9月から250名を準備枠として予め各局に割り当て、応援要請に即応可能とする運用を開始（詳細は「4 課題と対応」を参照）したが、感染者数が急増したコロナ第3波の到来により、年末年始の業務対応で準備枠を超える可能性が出たことから、準備枠を450名まで引き上げた。なお、第3波の到来にあたり12月22日に「庁内緊急事態宣言」を発出し、危機感の共有と応援職員の動員のための業務の見直しを図った。

【令和3年度以降】

令和3年4月には第4波が到来し、4月20日にまん延防止等重点措置が本県に適用されたが、その時点で各局への割り当ての450名のうち400名程度が応援に動員されている状況となっており、今後の感染者の急増に備えた病床確保や事業者への協力金の支給などの取組に充てるため、準備枠を450名から850名まで引き上げた。

その後、第5波の際に最大となる約650名の応援を動員するなど、概ね450名～600名程度の応援職員を継続的に動員したが、感染者の重症化率が下がったことや業務の安定化・外部委託化の取組が進んだことなどから、令和4年7月頃から応援職員の動員数は減少することとなり、令和4年度末頃には200名程度となった。

(4) 全庁コロナ・シフトの終了

令和5年5月8日、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に見直され、「新型

I 本部体制

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」が廃止されたことに伴い、3年間にわたり継続された全庁コロナ・シフトを終了した。

なお、残務処理及び感染症法改正の経過措置による業務への対応のため、一部の職員は応援を継続することとなったが、経過措置が終了する令和5年9月末には局外からの応援を全て終了することとなった。

4 課題と対応

(1) 応援要請への即応

当初、応援要請に対して各局への応援職員数に上乗せして依頼し、各局ではその都度、応援候補者の調整を行う運用をしていたが、日々変化する感染状況等に応じて迅速に新たな対応が求められる中、応援職員が配置されるまで時間を要する課題があった。

この課題に対応するため、令和2年9月以降は、予め各局に応援可能数を割り当て、これに基づいて各局で応援元となる所属・応援者を選定しておくことで、応援要請に対して3日以内に対応する運用を導入した。

(2) 応援職員の交代スパンの長期化

当初、応援職員は2週間から長くても2か月程度で入れ替わる状況となっていたが、応援職員が頻繁に入れ替わることで、応援業務の引継ぎや応援職員の交代調整事務が負担になっている課題があった。

こうした課題がある中で、応援職員動員の長期化が避けられない様相を呈していたこともあり、令和3年1月から応援職員の半数以上を長期化(3か月～半年)する運用を開始した。

5 将来に向けた教訓

「全庁コロナ・シフト」の下、全庁から多くの応援職員を動員し、コロナ禍を乗り切ってきた。

取組を開始した当初は、局や所属という枠組みを超えて職員を動員するという点について、庁内に戸惑いや抵抗感があり、動員に向けた調整も難航していたが、徐々に「オール県庁」で対応していくという考え方が浸透していった。

今後起こりうる危機事象や、複雑・多様化する県政の諸課題への対応にあたっては、今般の経験を活かして、全庁で取り組んでいくことが重要である。

3 1都3県、全国知事会及び市町村との連携

(1) 1都3県との連携

1 取組の概要

新型コロナは、人の移動で感染が広がるとの考えから、まん延防止等重点措置の区域や内容に関して、近畿、中京など、繋がり深い地域が連携する動きが広がった。埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の一都三県に関しても、本県知事は、コロナ対応が始まった当初の段階から、生活圏が重なり、人流のつながりが深い首都圏の連携の重要性を主張し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の要請、制度の改善等の緊急要望、措置内容の調整、都民・県民への呼びかけ、など様々な観点で連携を図ってきた。

2 経過

		神奈川県	埼玉県	千葉県	東京都
		週末の外出自粛等			
R2	4.7～5.25	緊急事態宣言			
			—	—	—
	12.7～1.7	時短要請			～時短要請
R3	1.8～3.21	緊急事態宣言			
	3.24～	リバウンド防止期間			
	4.12～	リバウンド防止期間			
	4.20～	重点措置(時短)			重点措置
	4.25～	重点措置(酒停止)			
	4.28～6.20				重点措置(時短)
	6.21～7.11	重点措置(酒停止)			
	7.12～7.21	重点措置(酒停止) <small>※マスク飲食実施店を除き</small>	重点措置		緊急事態宣言
	7.22～8.1	重点措置(酒停止) <small>(神奈川版緊急事態宣言)</small>			
	8.2～9.30	緊急事態宣言			
	10.1～10.24	リバウンド防止措置期間			
R4	1.21～3.21	重点措置			
		—	—	—	—
	8.2～9.25	BA.5対策強化宣言			
R5		—	—	—	—

3 取組詳細

○ 連絡調整の体制

当初は、適宜、情報共有を図る程度だったが、令和2年の年末にかけて、感染拡大が深刻となり、いわゆる第3波を迎える段階から、各都県でとりまとめの部局の幹部職員間で、知事の意向を踏まえた調整を行う体制が確立した。窓口は、本部運営を統括する部局、千葉県が保健医療部門、本県と埼玉県、東京都は危機管理部門が担った。

I 本部体制

- 最初の緊急事態宣言時の対応（いわゆる第1波）

令和2年4月7日、最初の緊急事態宣言が発令された。本県は、基本的対処方針を踏まえ、外出自粛を先行し、次の段階で休業要請を行う方針としていたが、東京都が国と調整し、幅広い業種を対象に休業要請を行う方針を示した。

これを踏まえ、生活圏が重なる本県として、同様の対応を行うこととし、4月10日に本部会議を開催し、基本的に東京都と同じ内容で休業要請を行うこととした。

時間がない中、東京都からの情報提供を基に、短時間で速やかに実施体制を整えることとなった。
- 2度目の緊急事態宣言（いわゆる第3波）

令和2年の年末にかけて、1都3県の感染拡大傾向が深刻度を増し、2度目の緊急事態宣言の要請が切迫する課題となった。年末から年始にかけて、事務レベル、知事間での厳しい調整が行われた。緊迫度が増す中、本県も、年始早々から知事・副知事を囲んだ調整が精力的に行われた。

各都県それぞれの事情、状況を抱える中、1月2日に調整が整い、1都3県の知事が、緊急事態宣言の適用を求める要望を携え、内閣官房で、西村大臣に要請することとなった。要請活動は2時間超に及び、この際、国から、1都3県が取り組むべき事項が示された。

これを受け、1月4日に1都3県知事会議を開催し、「1都3県緊急事態行動」を合意。また、1月7日に基本的対処方針が変更され、1都3県への緊急事態宣言が決定した。1都3県は知事会議を開催し、「1都3県共通取組」をとりまとめ、1都3県が歩調を合わせた緊急事態措置が行われることとなった。

この一連の流れを通じて、事務レベルの調整体制が確立し、「1都3県共通取組」として基本スタンスを合わせて対応する流れが定着した。
- まん延防止等重点措置と3回目の緊急事態宣言（いわゆる第4波）

2回目の緊急事態宣言の解除に際して、リバウンド防止期間と共通取組を合意し、感染の再拡大に備えたが、ほどなく感染拡大傾向が顕著となった。最も人の交流機会が多い東京都の感染の傾向が、2～3週間遅れで、3県にも表れる傾向がみられ、最初に感染が深刻になる東京都が厳しい感染拡大防止措置をとり、3県が少し遅れて、同様の措置をとる形となり、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の適用も、都と3県でずれが生じることとなった。

これにより、行動制限に関する措置の違いが人の流れにつながることを懸念された。令和2年の5月の大型連休を控え、緊急事態宣言下の都が、酒類の提供の停止を行う中、本県は、都と隣接する地域を重点措置の措置区域とし、酒類の提供を禁止する措置などを講じたほか、都が大規模商業施設の休業要請を行う中、入場整理やマスクの推奨などの感染対策を要請するなど、措置の違いから生じる人流を抑制する措置に専心することとなった。

この期間を通じて、感染状況の違いから、適用措置の違いが生じたものの、1都3県の連絡調整は着実に行われ、大きな混乱につながることはなかった。
- その他、連携した対応
(1都3県緊急要望)

I 本部体制

2回目の緊急事態宣言への対応を機に、1都3県知事が連名で、国に対して、財政措置の強化や制度の運用改善等、国の対応を求める要望を提出する事も定着し、14件の共同要望を実施することとなった。

2回目の緊急事態宣言時の要望の例（ポイント）

〔1月2日 特措法に基づく緊急事態宣言の発出に関する要望〕

1都3県は感染爆発の瀬戸際と言える状況。緊急事態宣言の発出を速やかに検討すること要望する。

〔1月10日 新型コロナ感染症対策に関する要望〕

- ・緊急事態宣言に伴う休業・時短要請に関しては、全額国費負担とすること
- ・法によらない時短の働きかけの対象となった遊興施設等への財政支援措置を緊急に講じること。
- ・緊急事態宣言(8日～)を踏まえ、3県は12日から時短要請を全域に拡大するが、12日を待たずに、時短に取り組む事業者がいる。協力金の対象にはならないが、協力金に準じた財政支援を早急に講じること。

〔1月29日 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望〕

(特措法の改正を受け)

- ・命令や過料に関するガイドライン等を早急に示すこと

(1都3県共同メッセージ)

新型コロナの感染拡大当初から、1都3県共同メッセージの発出を行ってきた。メッセージは、大型連休や年末年始、新たな措置の実施などの節目に、都民・県民に呼び掛ける趣旨で実施した。

(メッセージ例)

1都3県共同メッセージ



正しく恐れ、充実のくらし
みんなで「新しい日常」を

- ・20～30代若者の感染者数が増加
- ・接待を伴う飲食店での感染が拡大

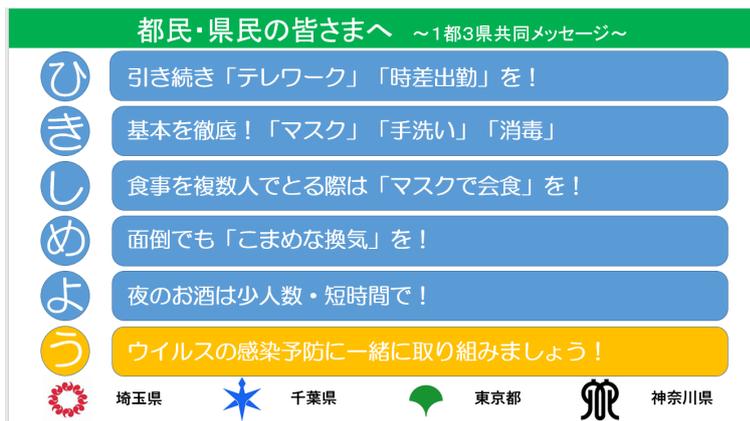
「感染しない・感染させない行動」を

- ・感染拡大を防止する「新しい日常」の習慣を一人ひとりが実践
- ・感染症対策を実施している店舗・施設の利用。会食や飲み会は少人数で
- ・新型コロナ関連アプリ（国・各都県）への登録
- ・事業者の方は感染拡大防止のためのガイドラインに基づく対策を実施

手洗いの徹底
マスクの着用

SOCIAL DISTANCE
距離を保とう

NO! 3密
密閉・密集・密着



4 課題と対応

基本的対処方針で、「緊急事態措置区域を定めるに当たっては、都道府県間の社会的なつながり等を考慮する」とされているように、感染力が強い感染症への対応では、措置の違いが人流と感染拡大を招く懸念があるため、全国統一的な対応に加え、一体性のある地域が、対策レベルでも連携することが重要である。

生活圏が重なり、人流の繋がりも深い1都3県は、新型コロナウイルスの発生当初から、情報共有を行い、共同メッセージの発出等を行ってきた。第2回目の緊急事態宣言を機に、各都県ともに、調整にあたる幹部が固定し、各都県の方針や知事の考え方を踏まえた、実効ある調整が行えるようになった。

各都県との調整は、危機感が高まる時期は、休日夜間も含め、頻繁に行われ、メールや電話のやり取りは膨大なものになった。

結果として、当初、先行する東京都に追従せざるを得ない局面や、感染動向の違いから措置期間にずれが生じる状況のほか、飲食店の人数制限など、対策の細部で違いは生じたものの、基本的な対策は共通化することができた。

5 将来に向けた教訓

感染症のまん延防止のためには、隣接県を含む広域、特に首都圏の1都3県との連携は重要。感染症のまん延初期段階から、各都県の対策本部を統制し、知事・副知事との調整に直接関わる立場の幹部職員が、直接、一元的に都県間の調整にあたる体制を速やかに確立することが必要である。

3 (2) 全国知事会との連携

1 取組の概要

全国知事会は、都道府県間の連絡調整、地方自治の推進に係る事項、地方自治に影響する国の政策に対する国との協議等を担う団体であり、初めてのパンデミック対応ともいえる新型コロナウイルス感染症への対応でも、全国の都道府県の意見を集約し、国への働きかけや、対策の改善要望などを実施してきた。

全国知事会は、1月30日に、新型コロナウイルス緊急対策会議を設置し、2月25日に国が基本方針を決定したことを受け、「全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部」に改変し、以後、本部会議を43回開催し、幾多の提言のとりまとめと要請、国との意見交換などを精力的に展開し、自治体の立場から新型コロナへの対応を主導していくことになった。

神奈川県は、全国知事会の危機管理・防災特別委員会の委員長県であり、新型コロナの感染拡大が始まった当初の、令和2年2月5日の委員会で、他の委員会に先駆けて、新型コロナへの対応について取り上げ、警戒を呼びかけた。また、新型コロナの主管は社会保障常任委員会となったが、本県知事は、知事会の緊急対策会議の構成員として、また、緊急対策本部の副本部長として、全国知事会の活動に関わってきた。

2 経過	
R2. 1. 30	新型コロナウイルス感染症緊急対策会議を立ち上げ。徳島県(会長)、京都府(総務政策常任委員会)、鳥取県(社会保障常任委員会)とともに、本県が委員に就任
R2. 2. 05	危機管理防災・特別委員会を開催。新型コロナを議題に意見交換 知事会として初めての緊急提言に基づく要請活動に参加
R2. 2. 25	第1回新型コロナウイルス緊急対策本部会議に参加 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明を 発出
R2. 3. 18	西村大臣との意見交換に参加 改正特措法に関する緊急提言を提出
R2. 3. 25	厚生労働省との意見交換会 医療提供体制「神奈川モデル」を説明
	以下、継続的に、本部会議、大臣との意見交換会、緊急提言のとり まとめと要請活動などを展開

3 取組詳細

○ 医療用マスクの支援要請

県は、ダイヤモンドプリンセス号での集団感染への対応をはじめ、全国に先んじて医療提供体制を整備してきたが、医療の現場では、医療用のマスク等の不足が深刻になったこと等を受け、3月10日に厚生労働省に衛生用品の確保に関する要望を行うとともに、全国知事会に医療用マスクの支援を要請。東京都から医療従事者用のマスク5,000枚などの提供があった。

○ 基本的対処方針諮問委員会

特措法に基づく基本的対処方針を検討する政府の諮問委員会に、全国知事会がオブザーバーで参加。最初の緊急事態宣言の期間、本県知事が出席した。

知事は、全国の都道府県を代表し、緊急事態宣言の対象となる特定警戒都道府県として最前線でコロナ対応を行う立場から発言した。

〔主な発言〕

月日	主な発言
R2. 4. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川モデルの医療体制の運用状況 ・ 宣言対象地域として事業活動の自粛要請をする中で、当然、補償を求められるので、検討してほしい。
R2. 4. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初から自粛要請と補償はセットであると主張してきたが、それが難しいままに、知事の権限として(宣言が)始まった。 ・ 特定警戒都道府県とその他地域といった複雑な形がよいのか。統一的に日本全体が非常事態といった方が、シンプルでわかり易いのではないか、
R2. 5. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全都道府県が宣言の対象となることは評価。 ・ 休業要請と補償はセットと言ってきたが、これがないまま突入し、苦しい思いをしている。軍資金も兵糧もないまま戦うようなもので、(県民・事業者)の批判を一手に受けているというのが実感 ・ 協力金でしのいできたが、さらに1か月、息をひそめろといったら、死んでしまう、というのが生の声だと思う。 ・ どうやったら解除になるのかという出口戦略を、データや専門家会議の議論等をわかり易く整理していただきたい。
R2. 5. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言の1期目は、休業の指示までいったのは1件だけだったが、2期に入り、20件が要請に応じていない。 ・ 罰則を含めた徹底した対策がないと危ない、というのが現場からの実感である。
R2. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの流れの中で、国がどこまで権限を持っていて、どこまで知事に権限が与えられているのか、わかりにくい。 ・ 国と知事の権限を整理することが中長期的な課題としてある。

○ 本部会議と緊急提言のとりまとめ

令和2年2月25日に新型コロナウイルス緊急対策本部が設置され、第1回会議が開催されて以降、41回にわたり、本部会議が開催され、本県知事は副本部長として

I 本部体制

出席した。

会議は、感染拡大傾向で危機感が高まり、課題が生じた場合や基本的対処方針の変更など、国の施策動向に応じて開催された。内容は、財政措置やまん延防止の措置の運用改善などを国に求める緊急提言のとりまとめが中心となった。

本県知事は、医療やまん延防止の措置などの現場で直面する課題を中心に、積極的に意見の提出や発言を行い、緊急提言に反映されたものが少なくない。

[主な知事発言、本県意見の概要] ★は、緊急提言に反映されたもの

(R2.3 本部発足当初 特措法の適用等を踏まえ)

- ・ 行動制限の要請と補償はセットであるべき。★
- ・ 特措法上、総合調整を担う知事に、患者等の情報が集約する仕組みが必要★
- ・ 大規模な感染症への対応は、感染拡大防止と地域の活力維持のバランスが問われる、かじ取りの難しい政策課題。国によるリーダーシップと制度や財政面での力強い支援が必要

(R2.5 第1回の緊急事態宣言発令下、湘南への多くの人出を踏まえ)

- ・ 大型連休前、湘南海岸に多くの方が車で訪れ、住民が不安を感じる事態となり、それを抑えるのに苦労した。都道府県間の移動を抑えるため、政府の強いアナウンスが必要

(R2.7 第2波に向けて)

- ・ 当初から、休業要請と補償はセットであり、補償の考え方の整理が必要と言ってきた。私から「補償金的な『協力金』」の制度化を提案し、緊急提言に盛り込まれた。本格的な第2波に向けて、財源措置も含め、早期に法的整理を願う。★

(R2.12 2回目の緊急事態宣言直前)

- ・ 横浜市・川崎市の飲食店に時短要請を行っているが、要請に応じるのは2割程度であり、特措法の限界を感じる。罰則も含めた特措法に基づく知事の権限強化が必要。★

(R3.2 特措法の改正を受けて)

- ・ 2月3日成立の特措法、感染症法の改正では、時短要請などに罰則が設けられるなど、知事の権限が強化されたことを評価
- ・ 新型コロナの発生当初から、休業要請と補償はセットであり、補償について国が統一的な基準を作り、制度化すべきと主張してきた。改正法の付帯決議の趣旨を踏まえ、早急に考え方を示すよう、国に求める必要がある。★
- ・ 罰則の適用に関する指針やガイドラインを示すこと ★

(R3.4 まん延防止等重点措置の適用に際して)

- ・ 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間が延長された場合、延長前の要請・命令の効果が継続できるよう、法の運用改善が必要

(R3.8 デルタ株による第5波、緊急事態宣言をうけて)

- ・ デルタ株による感染拡大は、これまでの対応では抑えられない。政府がロック

I 本部体制

ダウンのような強い規制ができるよう、緊急的・時限的な措置を直ちに取りまとめる必要がある。

(R4.7 オミクロン株のまん延を踏まえ)

- ・ 2類相当とされている新型コロナの感染症法上の位置づけは早急に見直す必要がある。(オミクロン株の特性を踏まえ)、既存の枠にとらわれず、対策の見直しを進めてもらいたい。

○ コロナ所管大臣への要請

全国知事会が取りまとめた緊急提言を基に、内閣府特命担当大臣、厚生労働大臣と全国知事会との意見交換会が実施され、対策本部の副本部長として知事が参加し、意見を述べた。大臣との意見交換は、西村大臣だけでも26回に及んだ。

○ 危機管理・防災特別委員会の取組

本県知事が委員長を務める危機管理・防災特別委員会(危防特)では、他の委員会に先駆け、委員会の議題で取り上げ、情報共有を図った。その後、知事会における主管委員会は社会保障常任委員会となったが、危防特では、防災危機管理に関する要望の中で、新型コロナと自然災害との複合災害に備えた避難所等の資機材整備などに関する要望を取りまとめた。

また、複合災害時における避難対策に関する各都道府県の取組事例を調査し、事例集にとりまとめ、情報共有を図った。

コロナ禍にあって、全国各地で自然災害が発生し、自治体間の職員応援が行われた。その際、被災地の感染拡大を防ぐ観点から、被災地への応援に当たって、PCR検査を受けることを求める通知を、会長と連名で発出した。

4 課題と対応

新型コロナなど特措法の対象となる大規模な感染症対策に係る自治体の事務は法定受託事務であり、基本的に国の責任において、基本的対処方針に基づき実施される事務だが、地域の実情に応じ、実現可能で実効性ある対策とするためには、現場の第1戦で感染対策を担う自治体の立場から、地域の実情を政府に伝え、施策の改善や所要の財政措置を国に要請することが重要である。

全国知事会は、地方自治の観点から国との協議を担う立場から、数多くの提言や要望を取りまとめ、全国の都道府県の総意として、政府に働きかけを行うほか、政府分科会への参加等を通じて、基本的対処方針など、政府の対策や方針に大きな影響力があったと考えられる。

また、知事会は、災害時の応援体制が整っており、コロナ対応でも、本県は医療用マスクの支援を受けたほか、沖縄県や大阪府など医療体制がひっ迫している地域への看護人材の応援などの調整を担った。

大規模な感染症対応では、全国知事会と連携し、知事会を通じて国に要請することは有効であり、重要な視点である。本県知事は、危防特の委員長として、知事会の本部の副本部長となったことは、大臣に直接意見を伝える機会も多くあり、本県にとって大きなメリットがあった。

本県は、「休業要請と補償はセットである」「補償金的な『協力金』の制度化の提案」「命令や罰則などに係るガイドラインの作成」「健康危機管理庁の創設」など、

I 本部体制

状況に応じた必要な対策を、具体的な提案や意見として数多く提出してきた。無論、本県だけの意見によるものではないが、本県の提案の多くが、知事会の提言に盛り込まれ、実現につなげることができた。

また、知事会での紹介等を通じて、医療提供体制の神奈川モデルは全国のモデルの一つとなったほか、事業者向けの支援策をまとめたリーフレットは、モデルケースとして知事会を通じて全国に横展開された。

5 将来に向けた教訓

大規模災害からの復旧復興では、膨大な財政需要が発生するため、国に速やかに被災の状況を伝え、財政措置を依頼し、復興の体制を構築することが、一丁目一番地の対策と言われるが、大規模な感染症対策においても同様に、自治体が連携し、実行可能で有効な対策が講じられるよう、働きかけを強めることが必須である。

全国知事会は発信力が強く、政府の対策への影響力も強いと思われるため、知事会本部での立場如何に関わらず、積極的に関わり、知事会を通じて国への働きかけを行っていく必要がある。

3 (3) 保健福祉事務所等への県内市町からの保健師派遣

1 取組の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、保健福祉事務所等の業務が増加し、ひっ迫することとなった

そこで、市長会を通じて協力の検討を依頼し、保健師を派遣いただいた。

その後、保健所設置市と県との業務連携や集中化、保健師の経験者採用、人材派遣会社による看護職の派遣等の取り得る手段を取ったものの、再度の感染拡大により人員が不足したため、改めて、県内市町の協力を仰ぎ、保健師を派遣いただいた。

2 経過	
R2. 4. 7	緊急事態宣言（1回目）の発令
R2. 4	市長会を通じて県への保健師派遣を検討依頼し、回答のあった市と個別に派遣を調整
R2. 4. 16	鎌倉市ほか5市からの保健師の派遣を受入
R2. 5. 25	緊急事態宣言（1回目）の解除
R2. 6. 12	感染状況が一定程度収束したことから、海老名市を除き、保健師の派遣受入を終了
R2. 9. 1	厚木保健福祉事務所大和センターの業務がひっ迫したため、大和市から職員派遣の申出があり、保健師の派遣を受入
R2. 11. 19	第3波の到来により、再び保健福祉事務所等の業務がひっ迫したため、県から保健所設置市を除く各市へ保健師の派遣を依頼
R2. 12. 1	秦野市ほか8市からの保健師の派遣受入を再開・開始
R3. 1. 8	緊急事態宣言（2回目）の発令
R3. 1. 19	保健福祉事務所等の業務がひっ迫したため、県から保健所設置市を除く各市町村へ保健師の新規派遣・増員を依頼
R3. 1. 28	葉山町ほか17市町からの保健師の派遣受入を再開・開始
R3. 3. 21	緊急事態宣言（2回目）の解除
R3. 3. 31	市町の業務状況を考慮し、保健師の派遣受入を終了
R3. 4. 20	まん延防止等重点措置（1回目）の発令

R3. 4. 21	保健福祉事務所等の業務がひっ迫したため、県から保健所設置市を除く各市町村へ保健師の派遣を依頼
R3. 4. 26	大和市ほか9市からの保健師の派遣受入を再開
R3. 8. 2	緊急事態宣言（3回目）の発令
R3. 8. 22	まん延防止等重点措置（1回目）の解除
R3. 9. 30	緊急事態宣言（3回目）の解除
R4. 1. 21	まん延防止等重点措置（2回目）の発令
R4. 3. 21	まん延防止等重点措置（2回目）の解除
R4. 3. 31	感染状況が一定程度収束したことから、海老名市を除き、保健師の派遣受入を終了
R4. 5. 31	市町からの保健師の派遣受入を終了
R4. 7	感染者の増加に伴い保健福祉事務所の業務がひっ迫したため、個別に関係市へ保健師の派遣を依頼
R4. 7. 29	大和市ほか7市からの保健師の派遣受入を再開
R4. 8. 2	かながわ BA. 5 対策強化宣言の発出
R4. 9. 25	かながわ BA. 5 対策強化宣言の解除 自主療養届出制度の終了
R4. 9. 26	感染者数の全数把握を全国一律で簡略化（発生届の対象を高リスク者へ限定）
R4. 9. 30	保健福祉事務所等の業務ひっ迫が収束したため、市町からの保健師の派遣受入を全て終了

3 取組詳細

(1) 保健福祉事務所の業務ひっ迫

保健福祉事務所は、自宅又は宿泊施設での療養者に対し、療養期間中、健康状態の確認・把握及び症状悪化時のフォローアップを毎日電話により実施していた

LINEによる健康観察システムとして、「神奈川県療養サポート」の導入等により、業務負担を軽減するよう取り組んだが、4月中旬以降、県内の感染状況が「フ

I 本部体制

エーズ1」となり、新規感染者数の増加に伴う保健福祉事務所の業務がひっ迫することとなった

県の保健師だけでは、業務の継続が困難となったことから、市長会を通じて、政令市を除く市に対し、県への保健師派遣の検討を依頼した

(2) 協定書の締結

県への職員派遣にあたっては、地方自治法第252条の17に基づく派遣とした。そこで、派遣される職員の身分取扱い等について、整理するため、派遣可能と回答のあった市町と「派遣職員の取扱いに関する協定書」を締結し、順次職員の派遣を受けた

また、地方自治法に基づく派遣にあたっては、当該職員は、普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるため、併任に関する発令が必要となった

【参考：地方自治法】

(職員の派遣)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2～4 (略)

(3) 日常の保健医療体制への移行

令和4年5月頃より、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード等では、発熱外来のひっ迫軽減等を目的として、発生届の項目を削減する案等の議論を開始した

県でも、オミクロン株の特性や、ワクチン等の新型コロナ対応初期との状況の違いを踏まえ、当該株のまん延が継続することを与件として、令和4年6月より、独自に、新型コロナウイルス感染症の保健医療体制を段階的に日常体制に移行させる検討を開始した

令和4年8月12日の第2回神奈川県感染症対策協議会において、「新型コロナウイルス感染症の保健医療体制を段階的に日常体制へ近づけるための考え方」を議論した

これによって、感染症法上の位置づけ変更に向けて、県や保健所が実施している様々なサービスについて、段階的にサービス移行していく将来構想を示した

さらに、令和4年9月5日、第3回感染症対策協議会において、発生届出対象の限定化を踏まえた上での、行政サービスの移行方針について議論を深めた

その後、システムの改修等が完了したことにより、令和4年9月26日より発生届の高齢者等の高リスク者への限定が、全国一斉に施行された

これに伴い、保健福祉事務所の業務ひっ迫も収束したことから、市町からの保健師の派遣受入を終了した

(4) 実績：協定書締結市町及び派遣人数

I 本部体制

項番	団体名	人数
1	平塚市	9人
2	鎌倉市	9人
3	小田原市	38人
4	逗子市	3人
5	三浦市	11人
6	秦野市	41人
7	厚木市	7人
8	大和市	14人
9	伊勢原市	26人
10	海老名市	9人
11	座間市	7人
12	南足柄市	4人
13	綾瀬市	8人
14	葉山町	1人
15	大磯町	1人
16	二宮町	1人
17	中井町	3人
18	大井町	2人
19	松田町	5人
20	山北町	1人
21	開成町	1人
22	箱根町	8人
23	真鶴町	1人
24	愛川町	4人
合 計		214人

※ この他に、平塚市から4人、大和市から8人、海老名市から1人の事務職を派遣いただいた。

4 課題と対応

(1) 派遣の形態

職員派遣にあたっては、地方自治法派遣、派遣法派遣及び個別の協定書に基づく派遣等、様々な形態が存在するため、どのような派遣形態が適切かを検討する必要があった

感染症業務は、本来、県が対応すべき業務だが、新型コロナウイルス感染症への対応により、保健福祉事務所の業務がひっ迫した

こういった状況が、地方自治法の「特別な必要」に合致すると判断し、同法を根拠とした派遣として整理した

(2) 必要な手続

職員の受入にあたっては、明文化されたマニュアル等が存在していなかった。健康医療局総務室職員と人事課職員が協力し、過去の類似例等を参考にしながら、協定書締結等の手続を進めた

(3) 費用負担等

費用負担等についても、地方自治法の規定に基づき、整理が必要となった。過去の類似例等を参考に整理

(4) 派遣終了時期の調整

保健福祉事務所によって、職員の配置や感染状況が異なっており、一律で派遣終了時期を決定することが困難だった

そこで、派遣元である市町の業務状況や県保健福祉事務所の業務ひっ迫状況を総合的に勘案して、個別に派遣終了時期を調整することとした

5 将来に向けた教訓

(1) 有事に備えた恒常的な人員体制の強化

新型コロナウイルス感染症対応での課題を踏まえて今後の新興・再興感染症への対応だけでなく、災害等他分野も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築が国から、求められている

保健師や事務職員等の増員に対して、必要な地方財政措置も講じられることから、県として必要な人員数を算出し、配置していく必要がある

(2) 市町村との連携

県としては平時から恒常的な人員体制の強化に努めるが、経験豊富な保健師等を即座に配置することは困難であることや確保した体制を上回る事態が発生した際のことを考慮すると、市町村からの保健師等の派遣は、有効な手段と言える
有事に備え、平時から市町村からの派遣体制に係る基準や手続を明確にし、共有しておくことが重要である

しかし、市町村側は、業務を停止・縮小して派遣することとなるため、派遣は可能な限り短期間とする必要があり、当該基準は、上記を踏まえ検討することとする

また、短期間で派遣を終了するためには、職員の配置以外の手法である派遣看護師等の業務委託やIHEATへ速やかに移行できるよう準備をしておくことが有効である